

大熊・双葉ふるさと復興構想 (根本イニシアティブ) のポイント

資料2

1. 復興の方向性

- ◆ 放射線量の見通しについては、平成26年6月に内閣府が公表した参考試算を基本に、さらにデータの蓄積や分かり易いマップの作成の検討等に引き続き取り組む。
- ◆ 町の復興拠点として重要な地区等については、現時点で帰還困難区域であっても、町の復興に資する観点から優先的に除染を行うこと等を地元とともに検討。
- ◆ 両町の復興計画の具体化に向けては、まずはコンパクトな復興拠点の整備に早期に着手することが適切。新たな産業振興プロジェクトの立地をはじめ、高齢者介護等の体制整備、コミュニティ形成、文化・伝統の継承等にも配慮。
- ◆ 将来的な住民の帰還にあたっては、当面の間、例えば町外の生活拠点と町の復興拠点との二地域での生活を実質的に可能とするなど、その時々の町民の生活実態に合わせた措置も検討。
- ◆ 「福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想研究会報告書」に掲げられた主要プロジェクトについて、関係省庁等で具体化の検討を進めるほか、大熊・双葉の両町が復興に向けて極めて厳しい条件に置かれていることを十分に考慮し、復興のトリガーとしてのプロジェクトの配置を積極的に構想。
- ◆ 避難指示解除までの間、町の荒廃を抑制し、土地等を適正に管理していくことも重要。復興の支障となる荒廃家屋等について、建物の被害状況調査を進めるとともに、除染と解体の一体的な実施等について国と町で具体的な協議を進める。また、将来的な営農再開に向け、担い手の確保や農地の担い手への集約化、大規模化等についても、地元と具体的な協議を進める。

2. 復興計画との連携

- ◆ 国道6号の本格通行、常磐道の全線開通を見据え、地域の道路ネットワークの復興も推進。常磐自動車道の追加ICの整備については、両町の復興に果たす役割の重要性を認識しつつ、引き続き、県や町など関係者との協議を進める。
- ◆ 大熊町については、大川原復興拠点の整備の具体化が急務。平成29年度までの基盤整備の完了が想定されているが、段階的な整備計画の採用等により、整備スケジュールの前倒しや行政機能、民間事業所等の先行的な立地も想定しつつ、今年度から整備手法の具体化や基本設計業務に着手。
- ◆ 双葉町については、町内の帰還困難区域を含む比較的放射線量の低い地域における復興拠点の整備は可能。新たな復興拠点の形成、双葉駅周辺の再整備などが重要課題。町とともに検討を深め、今年度中に一定の結論。

3. 今後の取組み

- ◆ 復興事業については、福島再生加速化交付金により実施することが基本。また、新たに創設する予定の「原子力災害からの福島復興交付金(仮称)」による対応も可能としており、両町の復興に向けた機動的、かつ柔軟な措置が可能。
- ◆ 両町において復興事業が本格化するには、今しばらくの期間が必要であり、国として、両町の復興が円滑に進むよう、将来分の事業予算を適切に確保。
- ◆ 今後、より広域的な観点から、市町村の枠組みを超えて避難指示等の出た12市町村の地域の将来像を、国が県や市町村と一緒に検討。復興庁が、有識者による検討会を設置し、まずは一定の方向性を取りまとめ。

大熊・双葉ふるさと復興構想

－根本イニシアティブ－

平成 26 年 8 月 28 日

復興大臣 根本 匠

大熊町及び双葉町はともに帰還困難区域が町域の多くを占め、避難期間が長期間を余儀なくされる地域である。両町の復興に向けては、放射線量の見通しはもとより、町民の帰還に対する意向、さらには産業の振興策等に伴い新たに進出する企業や新たに移り住む住民の見通し等をも踏まえつつ、中長期的な視野に立った戦略的な復興への取組みが不可欠となる。

今後、中間貯蔵施設に関する国と福島県、両町の協議が整い、両町にまたがる広大な地域に中間貯蔵施設が立地することになれば、今後の町の復興に向けた取組みにも大きな影響が生ずることとなる。そのため、国として、現時点における両町の復興に際しての「基本的な考え」を示すことにより、国、県など関係機関の総力を結集し、両町の復興を強力に推し進めたい。

1. 復興の方向性

(除染、放射線量の見通し)

- ◆ 両町の復興事業を具体的に実施していくにあたっては、将来的な避難指示の解除まで一定の期間が見込まれることから、短期から中長期を見据え、時間軸を可能な限り明確にした、段階的な復興のプロセスを構想していくことが重要である。
- ◆ このため、平成 26 年 6 月に内閣府原子力被災者生活支援チームから公表された放射線量の見通しに関する参考試算を基本に、さらにデータの蓄積や町民の方々にも分かり易いマップの作成の検討等に引き続き取組み、これらの結果を段階的な復興プロセスを構想していくための一つの参考材料として効果的に活用する。
- ◆ また、両町との復興計画の検討や、町民の方々の帰還に向けたご意向等の検証作業をさらに深めつつ、町の復興拠点として重要な地区や施設等については、現時点において帰還困難区域であっても、町の復興に資する観点から優先的に除染を行うことや、事業活動等の自由度を高める避難指示区域の見直しを行うこと等を地元とともに検討する。

(町内復興拠点の整備)

- ◆ 両町の復興計画を具体的に立案するにあたっては、町民の方々が帰還し易い集約型の環境づくりが重要と考えられること、新たな産業振興プロジェクトの立地や企業進出等が今後の地域振興の核になることから、まずはコンパクトな復興拠点の整備に早期に着手することが適切と考えられる。
- ◆ 将来的な避難指示の解除に向けては、まずは復旧・復興事業を含む、昼間の産業活

動に関連する機能の集積を先行させ、必要な生活利便サービス等の立地も促しつつ、最終的に住民の帰還・定住のための環境整備を進めるというプロセスが合理的であり、そのためにも復興拠点の早期整備は重要な意味を持つと考える。

- ◆ また、将来的な住民の帰還にあたっては、一律に町への定住を促すのではなく、当面の間は、例えば復興公営住宅等の町外の生活拠点と町の復興拠点との二地域での生活を実質的に可能とするなど、その時々の方々の生活実態に合わせた措置についても検討を進めていく必要がある。
- ◆ なお、現時点において、町への帰還を希望されている方は高齢者が多いことから、町内の復興拠点の形成にあたっては高齢者介護や福祉の体制整備にも十分配慮する必要があるほか、新たに定住する住民も含めた地域コミュニティの形成のための支援も重要である。また、地域で受け継がれてきたかけがえのない文化・伝統の継承や、将来を担う世代の帰還が容易となるよう、子供たちの教育環境の充実等も地元とともに検討する。

(産業振興の方向性)

- ◆ 両町の復興・再生を進めていく上で重要なことは、地域に戻られる方、あるいは新たに移り住んでこられる方々が、できる限り自立的に生活できる環境を整えることである。そのためには、新たな雇用の場を創出するとともに、地域に生活する住民の経済的自立と地域経済の復興に資する、産業振興の新たなプロジェクトが果たす役割が大きいものと考えられる。
- ◆ そのため、「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会報告書（平成26年6月23日）」に掲げられた主要プロジェクトについて、関係省庁・機関においてさらなる検討を精力的に進め、その具体化につなげていく必要がある。
- ◆ 主要プロジェクトの空間的な配置については、浜通り全体の再生の観点から構想することが大原則である。その上で、大熊町及び双葉町の両町は福島第一原発の立地自治体であったこと、福島県の除染の推進にとって不可欠な中間貯蔵施設の候補地となっていることなど、町の復興に向けて極めて厳しい条件に置かれていることを十分に考慮し、復興のトリガーとしてのプロジェクトの配置を積極的に構想していく。例えば、放射性物質分析・研究施設や廃炉・リサイクルに関連する企業の前線基地等については、福島第一原発との近接性等も考慮しつつ、両町で整備される復興拠点の進捗を踏まえ、これらと連携しながら、その立地・運用を考えていくことが望ましい。なお、原子力災害からの復興は一朝一夕で実現されるものではなく、中長期的な国の関与の在り方や上記構想の実施主体の在り方についても、地元とともに検討を深めていく。

(町土の保全・管理)

- ◆ 両町の避難指示が解除されるまでの間、町の荒廃を可能な限り抑制し、来るべき帰還の時期に向け、地域にとって重要な土地や施設等を適正に管理していくための手立てを講じていくことも極めて重要である。現在においても、復興庁の地域の希望復活応援事業を通じ、除草や町道、農道、水路等の簡易な復旧、さらには監視カメ

ラの設置等も行っているが、今後とも、現場の実情に応じてきめ細やかに対応していくことが必要である。

- ◆ 特に、地域の復興に向けて支障となる荒廃家屋等については、まずは両町において建物の被害状況調査を進めるとともに、必要に応じ、合理的な範囲で建物の面的な解体の実施も可能となるよう、除染と解体の一体的な実施や地域の希望復活応援事業の活用について、国と町で具体的な協議を進める必要がある。
- ◆ また、避難指示の解除までの間、将来的な営農再開に向け、一定期間、農地を適切に管理していくための手法や体制を確立することや、原子力災害地域における農業再生のための新しい農業の研究・実証を進めることも重要である。こうしたことを踏まえつつ、担い手の確保や農地の担い手への集約化、大規模化等良好な営農環境の確保に向けた取組についても、地元と具体的な協議を進めていくことが重要である。

2. 復興計画との連携

(復興事業の推進)

- ◆ 町の復興計画や将来のまちづくりについては、地域を知悉し、住民に最も近い自治体である町が計画を立案し、住民合意のもと策定していくことが望ましい。現在、両町において復興計画の策定に向けた取り組みが鋭意進められているが、国としては、両町の置かれた厳しい状況にかんがみ、技術的支援や財政的支援を中心に、町の計画づくりに最大限協力するほか、関係機関の施策を総合調整し、計画の具体化に向けて主体的に取り組んでいく。
- ◆ 両町の町内復興拠点の整備に向け、まずはライフラインをはじめとしたインフラ復旧工程表の作成に着手するほか、町の復興計画の進捗を踏まえつつ取組みを加速化し、早ければ来年度中にも詳細設計や用地取得等の事業化を行う。
- ◆ また、除染作業終了後に予定されている国道6号の本格通行、さらには来年のゴールデンウィークまでの常磐道の全線開通を見据え、関係者間における協議を進め、県道・町道の復旧事業を含め、地域の道路ネットワークの復興も推進する。なお、両町から要請を受けている常磐自動車道の追加 IC の整備については、両町の復興に果たす役割の重要性を認識しつつ、接続する道路ネットワークや復興計画で検討される具体の復興の絵姿を踏まえながら、引き続き、県や町など関係者との協議を進めていく。
- ◆ あわせて、JR 常磐線の早期全線開通に向けた取り組みの具体化等を進めていく。

(大熊町の復興)

- ◆ 大熊町については、平成26年3月に「大熊町復興まちづくりビジョン」が策定されたところであり、町の復興・再生に向けた第一ステップとして掲げられている大川原復興拠点の整備の具体化が急務と考えられる。昨年度の除染の結果、大川原地区の放射線量は大きく低減しており、早期の復興事業の着手も可能である。復興まちづくりビジョンでは、平成29年度までの基盤整備の完了が想定されているが、段階的な整備計画の採用等により、整備スケジュールの前倒しや行政機能、民間事

業所等の先行的な立地も可能と考えられる。

- ◆ そのため、本年5月に町と都市再生機構（UR）が締結した協定に基づき、URが有する知見や人的リソースを最大限活用しつつ、今年度から整備手法の具体化や基本設計業務に着手する。
- ◆ 復興まちづくりビジョンで示された第二の復興拠点（下野上地区）や大野駅周辺の復興については、前述した除染、放射線量の見通し等の進捗状況を踏まえながら、その実現可能性や段階的な整備のあり方について、さらに町との検討を深めていく。

（双葉町の復興）

- ◆ 双葉町については、現在、町の復興推進委員会で進められている「復興まちづくり長期ビジョン」の検討作業とも連携しながら、国としても主体的に町の復興のあり方について検討を進める。
- ◆ 先般、避難指示解除準備区域を対象とした除染実施計画が定められたところであるが、町内においては、そのほかにも放射線量の比較的低い地域があることから、それら地域における復興拠点の整備は十分可能と考えられる。
- ◆ 双葉町の今後の復興の方向としては、津波被災地域の復旧復興をはじめ、
 - ・ 町内の帰還困難区域を含む比較的線量の低い地域における新たな復興拠点の形成
 - ・ 双葉駅周辺の再整備
 - ・ アクセスの良い国道6号周辺の産業拠点の形成などが重要課題として考えられる。様々な復興策の実現可能性やその段階的な整備のあり方について、町とともに検討を深め、今年度中に一定の結論を得る。

3. 今後の取組み

- ◆ 今後、具体化する復興事業については、福島再生加速化交付金により実施することが基本となるが、放射線による汚染や避難指示の長期化に伴う特殊な課題、町内における復興拠点の整備に伴う事業等については、新たに創設する予定の「原子力災害からの福島復興交付金（仮称）」による対応を可能としているところであり、両交付金をはじめ、他の復興施策があいまって、両町の復興に向けた機動的、かつ柔軟な措置が可能になるものと考えている。
- ◆ また、福島再生加速化交付金については、両町の復興計画・復興事業の具体化に合わせ、さらなる制度の充実について検討を進め、来年度予算編成作業の過程で対応策を明らかにしたい。
- ◆ 他方、両町において復興事業が本格的に実施されるまでには、今しばらくの期間が必要である。国としては、両町の復興が円滑に進むよう、将来分の事業予算を適切に確保していく。
- ◆ 今般、中間貯蔵施設の立地という地元にとって厳しい条件も想定しつつ、大熊町及び双葉町の今後の復興の方向性について、国としての考えの一端をお示しした。今後、より広域的な観点から、市町村の枠組みを超えて避難指示等の出た12市町村の地域の将来像を、国が県や市町村と一緒に検討を進めていくこととしている。この検討においては、今般示した両町の今後の復興の方向性はもちろん、他の10市

町村の復興計画や、先般取りまとめられた「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会」の成果等も踏まえつつ、復興庁が、有識者による検討会を設置し、まずは一定の方向性を取りまとめる。検討会と平行して、地元自治体等との協議を深め、検討会での議論を深化させる。今後、これらの見通しで示される課題の具体化のため、国としてしっかりと取り組むこととしたい。